

- (一) 原告等は本件借納小作料中昭和四年度は二割五分、昭和五年年度は五分、昭和六年年度は二割、被告等は承諾する。
- (二) 借納小作料中昭和六年年度は降下せる分は昭和七年、八年各十、百、百、五、百、迄に分割し原告等と持券交渉の事、若し右納米する事能はざる時は昭和六年、四年年度は百二十三月、金五年度は百十五、百、五十、等の割合を以て支拂の事、若し一箇にても延納したる時は被告等は分割支拂の利益を以て一時は左額請求を受くる事、異議なき事、昭和六年年度小作料は昭和七年三月三十日限り原告住所と持券納付する事、若し納入する事能はざる時は右十九、百、の割合を以て支拂の事。
- (三) 本件土地に付き、本件借納は原告被告互合意見の上、被告の協定を以て支拂の事。
- (四) 被告等は借納の申出でせしむるに拘り、被告等は借納以前より取り又は意見の申出を拒むる場合は被告等が要求する事能はざる事。
- (五) 被告等は借納の七割五分の小作料及び將來の小作料を一面にも借納したる時は原告等は借納の借納を要せしむるに拘り、被告等は借納する事を得。
- (六) 訴訟費用は各自弁せしむる事。

電柱争議

日高地区財政支部では組合員の耕作地に対し通信省の委託として電柱

建設工事に頑強に反対し、遊信省和可山技術部では根拠し遊に電柱四本に付し賠償金十、百、又年々一本に付し四十、百、の賃料を出す事を條件として解決した。

高家川耕作権擁護斗争

一九三二、三、日高地区組合員三百名を勤負大衆的、不感で押し、高家川堤防改築の難管工事を中心せしめ、四月八日地主より三百七十七坪の耕地に付し二百三十、百、の耕作権利益を提議せしめて解決した。

日高報告終り

有田地区争議

徳田支部耕作権擁護斗争

発端、佐々木是は土地を買受り、吉原班並山茂一君に土地返還訴訟を提起し、在事から初る。經過土地返還オハ、その判決が地主資本家の裁判所が確定するや、それに奮闘り、地主は親類を呼び集め、六月二十五日無断で右土地へ田植をせし、此の暴挙に対し、縣聯合農村常在委員、附近四十数名の支部員を勤負し、地主の植え、引取る苗を引取り、共同耕作して植え付け、裁判に負しても、田地は返すべし頑強に大衆的に抗争せしが、此の大衆的威力の前には屈服せしむる、悪地主佐